

第3 勤務条件の状況

地方公務員の勤務条件等は、労働基準法、地方公務員法等地方公務員に適用される労働関係法令の定めに反しないように配慮し、国や他の地方公共団体との権衡を失しないよう各団体で条例により定めることになっています。

平成26年度に実施した「勤務条件等に関する調査」の結果による県内各団体の状況については次のとおりです。

1 一般職員の勤務時間の状況

県内全市町村で国と同じ、1日7時間45分、1週間あたり38時間45分となっています。勤務時間については、行政需要にいかに対応し行政サービスを維持するか、また、職員の勤務能率の維持や健康保持を考慮し、合理的に設定される必要があります。

2 年次有給休暇の取得状況【表1】

平成25年中の平均取得日数は9.1日で、全国平均の10.8日を下回っています。仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現するため、計画的な取得や連続取得促進等についても積極的に取り組む必要があります。

3 病気休暇の状況【表2】

病気休暇の期間及び休暇中の給与の取扱いについては、国や他の地方公共団体との権衡を失しないようにする必要があります。

4 特別休暇等の状況【表3】

例えば、国の育児参加休暇や子の看護休暇は、次世代育成支援対策や少子化社会対策が社会全体の課題となっている中で、男性の育児参加の促進を図ることの重要性に鑑み、導入された特別休暇であり、導入している団体は約9割になっています。未導入の団体については、制度の趣旨を踏まえ、導入を図る必要があります。

また、その他の特別休暇で、国の制度と異なる日数を付与したり、対象範囲を拡充している例が見受けられました。特別休暇については、国や他の地方公共団体との権衡を失しないようにする必要があります。

5 安全衛生管理体制の整備状況【表4】

各団体は、労働安全衛生法に基づき、安全衛生管理組織を事業場の業種及び規模により選任及び設置することが義務付けられています。

県内各団体における選任及び設置事業所率は、総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、産業医及び安全委員会が100.0%、安全衛生推進者等が99.8%、衛生委員会が98.3%となっています。

昨今、地方公務員を取り巻く環境が刻々と変化し、職員の心身への負担が懸念されており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっています。職員の健康を確保し、快適な職場環境の形成を促進するため、安全衛生管理体制の整備がますます必要となっています。

表1 年次有給休暇の取得状況

	平成25年1月1日～平成25年12月31日							国	民間	
	全国									
	和歌山県	市	町村	計	都道府県	指定都市	市区町村	計	国	民間
平均取得日数		9.7	8.1	9.1	11.4	12.7	10.2	10.8	13.0	9.0

(注1) 和歌山県の数値は、総務省の平成25年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によるものです。

(注2) 国の数値は、人事院の調査結果によるものです。(平成25年)

(注3) 民間の数値は、厚生労働省の就労条件総合調査結果によるものです。(平成25年(又は平成24会計年度))

表2 病気休暇（私傷病）の期間及び休暇中の給与の取扱いの状況

	団体数	(平成26年4月1日現在 単位：団体)	
		国と同等	国と異なる
市	9	9 (100%)	0 (0%)
町村	21	21 (100%)	0 (0%)
計	30	30 (100%)	0 (0%)
全国市区町村	1,789	1,510 (84%)	279 (16%)

(注1) 国の取扱い：必要最小限度の期間とする。ただし私傷病の場合は90日以内。休暇中の給与は減額なし(明らかに異なる病気等のため引き続き取得する場合は、90日を超えると半減)。

(注2)()内は、団体区分中の割合を示しています。

表3－1 国と同様の特別休暇等の状況

(平成26年4月1日現在 単位:団体)

	国基準の期間	市						町村					
		制度なし	国と同様	国と異なる	異なる内容			制度なし	国と同様	国と異なる	異なる内容		
					期間	対象	期間と対象				期間	対象	期間と対象
1	公民としての権利（選挙権等）を行使する場合	必要と認められる期間		9						21			
2	裁判員等として裁判所等に出席する場合	必要と認められる期間		※ 9						21			
3	骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間		8	1		1			21			
4	ボランティア活動に参加する場合	5日以内		9					3	17	1	1	
5	結婚する場合	連続する5日以内（週休日等を含む）		6	3	3				16	5	5	
6	産前の場合	産前6週間以内		8	1	1				19	2	2	
7	産後の場合	産後8週間まで		9						21			
8	保育時間の場合	1日2回それぞれ30分以内		8	1	1				16	5	3	2
9	妻が出産する場合	2日以内		7	2	2			1	18	2	2	
10	育児参加をする場合	5日以内	1	8					2	19			
11	子の看護をする場合	5日以内	1	8					2	19			
12	短期の介護をする場合	5日以内		9					2	19			
13	親族が死亡した場合	配偶者、父母7日等		2	7	7				13	8	7	1
14	父母を追悼する場合	1日以内	2	2	5		2	3	4	10	7		3
15	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	連続する3日以内		1	8	8				15	※ 6	6	
16	災害により滅失等した住居の復旧作業等の場合	7日以内	1	4	4	4			1	9	11	11	
17	災害・交通機関等の事故等により出勤が著しく困難な場合	必要と認められる期間		9						20	1		1
18	災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	8	1					9	12			

※は職務専念義務免除の団体を含む。

表3－2 国と異なる特別休暇等の状況

(平成26年4月1日現在 単位:団体)

		市				町村			
		制度なし	制度あり	有給	無給	制度なし	制度あり	有給	無給
1	家族の看護	8	1	1		21			
2	リフレッシュ・永年勤続休暇（永年の勤務に対し心身の健康の維持と増進を図る休暇）	4	5	5		20	1	1	
3	妊娠障害（つわり）	5	※ 4	4		20	1	1	
4	ファミリーサポート休暇（家族とのふれあいを大切にし、家庭生活の充実を図る休暇）	8	1	1		21			

※は職務専念義務免除の団体を含む。

表4 安全衛生管理体制の整備状況

(平成26年3月31日現在 単位:団体)

	総括安全衛生管理者 ※1			安全管理者 ※2			衛生管理者 ※3		
	選任をする事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任をする事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任をする事業所	選任している事業所	選任率(%)
市	1	1	100.0	3	3	100.0	24	24	100.0
町 村	-	-	-	-	-	-	22	22	100.0
一部事務組合	-	-	-	-	-	-	14	14	100.0
計	1	1	100.0	3	3	100.0	60	60	100.0
全 国	526	525	99.8	1,298	1,284	98.9	11,879	11,606	97.7

	安全衛生推進者等 ※4			産業医 ※5			安全委員会 ※6		
	選任をする事業所	選任している事業所	選任率(%)	選任をする事業所	選任している事業所	選任率(%)	設置をする事業所	設置している事業所	設置率(%)
市	319	319	100.0	24	24	100.0	3	3	100.0
町 村	191	191	100.0	22	22	100.0	-	-	-
一部事務組合	16	15	93.8	14	14	100.0	-	-	-
計	526	525	99.8	60	60	100.0	3	3	100.0
全 国	48,562	45,358	93.4	11,879	11,656	98.1	978	972	99.4

	衛生委員会 ※7		
	設置をする事業所	設置している事業所	設置率(%)
市	24	24	100.0
町 村	22	22	100.0
一部事務組合	14	13	92.9
計	60	59	98.3
全 国	11,874	11,423	96.2

※1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置等の業務を総括管理する者

※2 安全に係る技術的事項を管理する者

※3 衛生に係る技術的事項を管理する者

※4 安全衛生に係る業務を担当する者

※5 労働者の健康管理その他医学に関する専門的知識を持ち、労働者の健康管理等を行う者

※6 労働者の危険を防止するための対策等を調査審議する組織

※7 労働者の健康障害を防止するための対策等を調査審議する組織

第3 勤務条件等関係

1 一般職員の勤務時間の状況

平成26年4月1日現在

	1週間の正規の勤務時間	休憩時間	休憩時間	育児・介護のための早出・遅出勤務制度	時間外勤務代休時間		
					導入状況	導入状況	指定単位
和歌山市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	1時間以上で15分単位	
海南市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は15分単位	
橋本市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
有田市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
御坊市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
田辺市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
新宮市	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
紀の川市	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
岩出市	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
紀美野町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
かつらぎ町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
九度山町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
高野町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
湯浅町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
広川町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
有田川町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
美浜町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
日高町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
由良町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
印南町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
みなべ町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
日高川町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
白浜町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
上富田町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
すさみ町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
那智勝浦町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	
太地町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
古座川町	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
北山村	38:45	12:00～13:00	廃止		導入	7時間45分又は4時間	
串本町	38:45	12:00～13:00	廃止	導入	導入	7時間45分又は4時間	

(注1) 非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割り振られている職員（交替制等勤務職員は除く）で、平成25年1月1日から同年12月31日までの全期間在職した職員（当該期間中に育児休業、休職及び派遣の期間がある職員を除く）について調査したものです。

2 年次有給休暇の取得状況

平成25年1月1日～平成25年12月31日

		総付与日数 (a)	総取得日数 (b)	対象職員数 (c)	H25平均取得 日数(b)/(c)	H24平均 取得日数	H23平均 取得日数	増減 (H24→H25)	増減 (H23→H25)
和歌山市	※	58,284.0	16,314.2	1,482	11.0	11.3	10.9	▲ 0.3	0.1
海南市		10,360.0	1,935.8	273	7.1	8.1	7.6	▲ 1.0	▲ 0.5
橋本市		18,062.0	4,605.0	462	10.0	10.0	10.2	0.0	▲ 0.2
有田市		6,397.9	1,391.7	165	8.4	9.2	9.5	▲ 0.8	▲ 1.1
御坊市		7,193.0	1,265.5	183	6.9	7.7	7.5	▲ 0.8	▲ 0.6
田辺市		21,116.7	5,852.1	541	10.8	10.3	9.3	0.5	1.5
新宮市		7,262.0	1,464.8	183	8.0	9.3	6.7	▲ 1.3	1.3
紀の川市		18,038.0	4,290.8	457	9.4	9.9	9.7	▲ 0.5	▲ 0.3
岩出市		9,385.0	1,337.7	237	5.6	6.8	6.6	▲ 1.2	▲ 1.0
市計		156,098.6	38,457.6	3,983	9.7	10.0	9.6	▲ 0.3	0.1
紀美野町		6,720.0	1,257.5	168	7.5	6.8	6.8	0.7	0.7
かつらぎ町		7,652.0	1,595.6	211	7.6	8.2	8.6	▲ 0.6	▲ 1.0
九度山町		2,470.0	242.8	62	3.9	4.3	4.6	▲ 0.4	▲ 0.7
高野町		3,407.0	829.8	88	9.4	9.7	8.6	▲ 0.3	0.8
湯浅町		5,240.0	909.7	131	6.9	8.9	7.3	▲ 2.0	▲ 0.4
広川町		2,762.0	454.0	72	6.3	6.6	5.8	▲ 0.3	0.5
有田川町		6,689.0	1,347.8	170	7.9	8.6	8.7	▲ 0.7	▲ 0.8
美浜町		2,006.0	341.0	51	6.7	6.3	6.0	0.4	0.7
日高町		2,760.0	668.7	69	9.7	7.9	9.0	1.8	0.7
由良町		2,555.0	529.2	65	8.1	10.0	8.6	▲ 1.9	▲ 0.5
印南町		2,518.0	437.0	68	6.4	7.2	6.4	▲ 0.8	0.0
みなべ町		4,152.0	879.0	104	8.5	9.6	8.5	▲ 1.1	0.0
日高川町		7,502.0	1,538.0	194	7.9	7.8	7.5	0.1	0.4
白浜町		6,684.0	1,002.6	174	5.8	6.8	3.8	▲ 1.0	2.0
上富田町		4,244.0	2,146.7	118	18.2	13.8	8.8	4.4	9.4
すさみ町		2,452.0	652.8	68	9.6	9.4	8.8	0.2	0.8
那智勝浦町		4,965.0	908.5	132	6.9	7.1	5.5	▲ 0.2	1.4
太地町		2,272.0	394.0	58	6.8	8.5	8.4	▲ 1.7	▲ 1.6
古座川町		2,080.0	310.3	53	5.9	7.1	6.9	▲ 1.2	▲ 1.0
北山村		935.4	94.9	24	4.0	4.1	5.0	▲ 0.1	▲ 1.0
串本町		5,258.0	1,393.0	130	10.7	10.4	10.6	0.3	0.1
町村計		85,323.4	17,932.9	2,210	8.1	8.3	7.5	▲ 0.2	0.6
県計		241,422.0	56,390.5	6,193	9.1	9.4	8.8	▲ 0.3	0.3

[参考]

平成25年1月1日～平成25年12月31日

全国	都道府県	指定都市	市区町村	全団体	国	民間
H25平均取得日数	11.4	12.7	10.2	10.8	13.0	9.0

(注1) 非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員で一般的には月曜日から金曜日に勤務し、午前8時30分から午後5時15分の時間帯（それに準じた時間帯）に勤務時間が割り振られている職員（交替制等勤務職員は除く）で、平成25年1月1日から同年12月31日までの全期間在職した職員（当該期間中に育児休業、休職及び派遣の期間がある職員を除く）について調査したものです。

(注2) 全国の数値は、総務省の平成25年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果によるものです。

(注3) 国の数値は、人事院の調査結果によるものです。（平成25年）

(注4) 民間の数値は、厚生労働省の就労条件総合調査結果によるものです。（平成25年（又は平成24会計年度））

※ 調査対象期間が、年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日までの1年間）による団体

3 病気休暇（私傷病）の期間及び休暇中の給与の取扱いの状況

平成26年4月1日現在

	国と同等	国と異なる		
	休暇の期間は90日以内又は3月以内、休暇中の給与減額なし	休暇の期間は必要最小限度の期間、給与は90日を超えると半減	休暇の期間は180日以内又は6月以内、休暇中の給与減額なし	休暇の期間は必要最小限度の期間、給与は180日を超えると無給
和歌山市	○			
海南市	○			
橋本市	○			
有田市	○			
御坊市	○			
田辺市	○			
新宮市	○			
紀の川市	○			
岩出市	○			
市 計	9	0	0	0
紀美野町	○			
かつらぎ町	○			
九度山町	○			
高野町	○			
湯浅町	○			
広川町	○			
有田川町	○			
美浜町	○			
日高町	○			
由良町	○			
印南町	○			
みなべ町	○			
日高川町	○			
白浜町	○			
上富田町	○			
すさみ町	○			
那智勝浦町	○			
太地町	○			
古座川町	○			
北山村	○			
串本町	○			
町村計	21	0	0	0
県 計	30	0	0	0

(注) 国の取扱い：必要最小限度の期間とする。ただし私傷病の場合は90日以内。休暇中の給与は減額なし（明らかに異なる病気等のため引き続き取得する場合は、90日を超えると半減）。

4-1 特別休暇等の状況

平成26年4月1日現在

項目	国と同様の特別休暇等																	
	1 公民としての権利(選挙権等)を使用する場合	2 裁判員等として裁判所等に出頭する場合	3 骨髓提供者となる場合	4 ボランティア活動に参加する場合	5 結婚する場合	6 産前の場合	7 産後の場合	8 保育時間の場合	9 妻が出産する場合	10 育児参加をする場合	11 子の看護をする場合	12 短期の介護をする場合	13 親族が死亡した場合	14 父母を追悼する場合	15 夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	16 災害により滅失した住居の復旧作業等の場合	17 災害・交通機関の事故等により出勤が著しく困難な場合	18 災害時に退勤途上の身体の危険を回避する場合
国基準	必要と認められる期間	必要と認められる期間	必要と認められる期間	5日以内	連続する5日以内(通常休日等を含む)	産前6週間以内	産後8週間まで	1日2回それぞれ30分以内	2日以内	5日以内	5日以内	5日以内	配偶者、父母7日等	1日以内	連続する3日以内	7日以内	必要と認められる期間	必要と認められる期間
和歌山市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
海南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
橋本市	○	※	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有田市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
御坊市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田辺市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新宮市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
紀の川市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
岩出市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市計	9	9	9	9	9	9	9	9	9	8	8	9	9	7	9	8	9	1
紀美野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
かつらぎ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
九度山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
高野町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
湯浅町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有田川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
美浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日高町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
由良町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
みなべ町	○	○	○		○	○	○	○					○	○	○			○
日高川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
白浜町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
上富田町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
すさみ町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
那智勝浦町	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
太地町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
古座川町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北山村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
串本町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
町村計	21	21	21	18	21	21	21	21	20	19	19	19	21	17	21	20	21	12
県計	30	30	30	27	30	30	30	30	29	27	27	28	30	24	30	28	30	13

○は特別休暇、※は職務専念義務免除での取扱い。

■期間や対象が国と異なっているもの。

4-2 特別休暇等の状況

平成26年4月1日現在

	国に制度のない特別休暇等			
	家族の看護	リフレッシュ・永年勤続休暇	妊娠障害(つわり)	ファミリーサポート休暇
和歌山市	○	○	※	○
海南市				
橋本市		○		
有田市		○	○	
御坊市		○		
田辺市		○	○	
新宮市				
紀の川市				
岩出市			○	
市 計	1	5	4	1
紀美野町				
かつらぎ町				
九度山町				
高野町				
湯浅町				
広川町				
有田川町				
美浜町				
日高町				
由良町				
印南町				
みなべ町		○		
日高川町				
白浜町				
上富田町				
すさみ町		○		
那智勝浦町				
太地町				
古座川町				
北山村				
串本町				
町村計	0	1	1	0
県 計	1	6	5	1

○は特別休暇、※は職務専念義務免除での取扱い。

5 夏季休暇の付与状況

平成26年4月1日現在(単位:日)

	26年度	25年度	増減	備考
国基準	連続する3日以内			
和歌山市	3	3	0	
海南市	5	5	0	
橋本市	5	3	2	
有田市	3	3	0	
御坊市	3	3	0	
田辺市	5	3	2	
新宮市	3	3	0	
紀の川市	5	5	0	
岩出市	5	5	0	
紀美野町	3	3	0	
かつらぎ町	3	3	0	
九度山町	3	3	0	
高野町	3	3	0	
湯浅町	5	5	0	
広川町	3	3	0	
有田川町	5	5	0	特別休暇3 職務専念義務免除2
美浜町	3	3	0	
日高町	3	3	0	
由良町	3	3	0	
印南町	3	3	0	
みなべ町	3	3	0	
日高川町	3	3	0	
白浜町	3	3	0	
上富田町	3	3	0	
すさみ町	3	3	0	
那智勝浦町	5	3	2	
太地町	3	3	0	
古座川町	3	3	0	
北山村	3	3	0	
串本町	5	3	2	

6 育児休業の取得状況

△	平成25年度に新たに取得可能となった職員数						取得率 (%)		
				うち育児休業取得者数					
	男性職員	女性職員	計	男性職員	女性職員	計	男性職員	女性職員	計
和歌山市	79	28	107	0	28	28	0.0	100.0	26.2
海南市	20	14	34	0	14	14	0.0	100.0	41.2
橋本市	15	14	29	0	14	14	0.0	100.0	48.3
有田市	5	2	7	0	2	2	0.0	100.0	28.6
御坊市	5	3	8	0	2	2	0.0	66.7	25.0
田辺市	22	5	27	0	5	5	0.0	100.0	18.5
新宮市	15	10	25	0	10	10	0.0	100.0	40.0
紀の川市	14	7	21	0	7	7	0.0	100.0	33.3
岩出市	8	4	12	1	4	5	12.5	100.0	41.7
市計	183	87	270	1	86	87	0.5	98.9	32.2
紀美野町	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
かつらぎ町	3	3	6	0	3	3	0.0	100.0	50.0
九度山町	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
高野町	0	1	1	0	0	0	0.0	0.0	0.0
湯浅町	0	2	2	0	2	2	0.0	100.0	100.0
広川町	3	1	4	0	1	1	0.0	100.0	25.0
有田川町	6	4	10	0	4	4	0.0	100.0	40.0
美浜町	1	2	3	0	2	2	0.0	100.0	66.7
日高町	3	0	3	0	0	0	0.0	0.0	0.0
由良町	0	1	1	0	1	1	0.0	100.0	100.0
印南町	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
みなべ町	0	2	2	0	2	2	0.0	100.0	100.0
日高川町	4	4	8	0	4	4	0.0	100.0	50.0
白浜町	12	3	15	2	3	5	16.7	100.0	33.3
上富田町	0	1	1	0	1	1	0.0	100.0	100.0
すさみ町	4	0	4	0	0	0	0.0	0.0	0.0
那智勝浦町	7	7	14	0	7	7	0.0	100.0	50.0
太地町	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
古座川町	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
北山村	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
串本町	9	6	15	0	6	6	0.0	100.0	40.0
町村計	52	37	89	2	36	38	3.8	97.3	42.7
県計	235	124	359	3	122	125	1.3	98.4	34.8

7 勤務時間諸制度・各種休業条例の制定状況

平成26年4月1日現在

	制度の導入状況		条例の制定状況			
	育児・介護のための早出・遅出	育児短時間勤務制度	自己啓発等休業	配偶者同行休業	修学部分休業	高齢者部分休業
和歌山市		○	○		○	○
海南市		○				
橋本市						
有田市						
御坊市		○				
田辺市		○				
新宮市						
紀の川市	○	○	○			
岩出市	○	○	○			
市 計	2	6	3	0	1	1
紀美野町		○				
かつらぎ町		○				
九度山町		○	○			
高野町	○	○	○			
湯浅町	○	○				
広川町	○	○	○			
有田川町	○	○	○		○	
美浜町						
日高町		○				
由良町		○	○			
印南町		○				
みなべ町						
日高川町						
白浜町	○	○	○			
上富田町		○				
すさみ町	○	○				
那智勝浦町	○	○				
太地町		○				
古座川町		○				
北山村		○				
串本町	○	○				
町村計	8	18	6	0	1	0
県 計	10	24	9	0	2	1

8 安全衛生管理体制の状況

平成26年3月31日現在

	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等		産業医				委員会				
														安全委員会	衛生委員会			
	A	B	A	B	A	B	C	A	B	A	B	C	D	A	B	A	B	
和歌山市	1	1	3	3	9	9	13	100	100	9	9	9	5	3	3	9	9	3
海南市					2	2	3	27	27	2	2	2	2			2	2	
橋本市					2	2	4	39	39	2	2	2	2			2	2	
有田市					2	2	2	23	23	2	2	2	2			2	2	
御坊市					1	1	2	16	16	1	1	1	1			1	1	
田辺市					2	2	23	47	47	2	2	2	2			2	2	
新宮市					2	2	3	12	12	2	2	2	2			2	2	
紀の川市					1	1	3	42	42	1	1	1	1			1	1	
岩出市					3	3	3	13	13	3	3	3	3			3	3	
市計	1	1	3	3	24	24	56	319	319	24	24	24	20	3	3	24	24	3
紀美野町					1	1	1	5	5	1	1	1	1			1	1	
かつらぎ町					1	1	2	7	7	1	1	1	1			1	1	
九度山町					1	1	1	3	3	1	1	1	1			1	1	
高野町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
湯浅町					1	1	1	9	9	1	1	1	1			1	1	
広川町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
有田川町					2	2	4	29	29	2	2	2	2			2	2	
美浜町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
日高町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
由良町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
印南町					1	1	1	8	8	1	1	1	1			1	1	
みなべ町					1	1	1	9	9	1	1	1	1			1	1	
日高川町					1	1	1	16	16	1	1	1	1			1	1	
白浜町					1	1	1	29	29	1	1	1	1			1	1	
上富田町					1	1	1	10	10	1	1	1	1			1	1	
すさみ町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
那智勝浦町					2	2	2	15	15	2	2	2	2			2	2	
太地町								3	3							0	0	
古座川町					1	1	1	4	4	1	1	1	1			1	1	
北山村								1	1							0	0	
串本町					2	2	2	19	19	2	2	2	2			2	2	
町村計	0	0	0	0	22	22	25	191	191	22	22	22	22	0	0	22	22	0
県計	1	1	3	3	46	46	81	510	510	46	46	46	42	3	3	46	46	3

A=選任を要する事業所数（労働安全衛生法により法定）

B=うち選任している事業所数

C=選任者数（兼任を含む）

D=実選任者数（兼任を除く）